

第5次古賀市総合計画策定支援等業務委託

公募型プロポーザル特記仕様書

1. 契約件名

第5次古賀市総合計画策定支援等業務委託

2. 業務の目的

古賀市では、計画期間を平成24年度からの10年間とする「第4次古賀市総合振興計画」を策定しており、「基本構想」では、『つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～ 豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち ～』を都市イメージとして、その実現に向けたまちづくりに取り組んでいるところであるが、現計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから新たな総合計画を策定する必要がある。

わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより大きく変化しており、このような中、先人たちにより培われた古賀市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へ繋ぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する、持続可能な都市となるためには、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた計画の策定が望まれる。そのため、令和元年5月に策定した「第5次古賀市総合計画策定方針」では、めざす都市イメージとその実現のための政策をまとめ、持続可能なまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定することとしている。

本業務では、策定方針に基づく「第5次古賀市総合計画」の策定に向けた必要な支援とともに、総合計画を確実かつ円滑に遂行することを目的とした行政経営システム（総合計画の進捗管理を目的とした事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）を適切に運用し、その結果を予算編成・執行や財政計画、組織・人事管理、行財政改革等と連動させるためのシステム全般の総称）の再構築を行うため、事業者の専門的な知見からの支援を受けることを目的とする。

3. 業務期間

令和2年4月1日から令和4年3月30日までとする。

4. 業務内容

【令和2年度】

I. 第5次古賀市基本構想策定支援

中長期的展望に立ち、市がめざすべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示す「第5次古賀市基本構想」（令和4年度から令和13年度の10年間を想定）の全般的な策定支援を行う。

(1) 市民参画支援

- ①令和元年から実施中の地域別タウンミーティングにおける意見・要望の総括作成支援
- ②各分野で活動する団体や市内で事業を展開している事業者を対象としたヒアリング調査の実施
- ③連携4大学（福岡女学院看護大学・九州産業大学・福岡工業大学・福岡女子大学）の学生による第5次総合計画への政策提言を目的としたグループワークの運営支援
- ④市民参画によって得られた意見・提案の基本構想への反映に係る支援
- ⑤その他、世代やライフステージ等によって異なる市民の生活実態や意識、ニーズをくみ取り、次期総合計画がめざすべき方向を検討するための基礎資料とするための独自提案

(2) 庁内策定体制支援

- ①第4次古賀市総合振興計画（基本構想及び後期基本計画）の検証に関する支援
- ②庁内策定体制（策定本部・策定会議・策定ワーキングチーム）の運営支援
- ③諮問機関「古賀市基本構想審議会」の運営支援

(3) 基本構想策定支援

令和2年3月策定予定の「第2期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」並びにその策定時に実施した市民アンケート及び基礎調査をもとに、「第5次古賀市基本構想」の策定支援を行う。（市民アンケート及び基礎調査は独自提案による追加実施可能）

II. 第5次古賀市総合計画アクションプラン策定及び行政経営システム再構築支援

基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な事務事業を示すアクションプラン（計画期間4年間・毎年度ローリング方式による見直しを実施）の策定を支援するとともに、アクションプランに連動し、限りある行政資源（リソース）を最大限に有効活用するため、RPAやアウトソーシングの推進を見据え、BPR（Business-Process-Re-engineering）の導入による行政経営システムの再構築に向けた支援を行う。

(1) 事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）の再構築支援

現行の事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）を見直すにあたり、設計方針の策定や実施方針等について、提案・助言を行う。また、施策・事務事業評価に必要な評価シートの構成について、提案・助言を行うとともに、新たな評価シートを利用した評価の運用支援として、評価マニュアルの整備、職階に応じた職員研修を実施する。さらに、事務事業評価から施策評価への効果的な作業手法や行政評価と財政計画（予算措置）への連動手法についても提案・助言を行う。

※下記は想定される業務内容。

- ①事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）の設計、見直しに関する支援
- ②評価シートの設計、見直し（施策・事務事業評価）に関する支援
- ③評価マニュアルの整備に関する支援
- ④一般職員研修の実施
- ⑤管理職研修の実施
- ⑥幹部職員研修の実施
- ⑦事務事業評価から施策評価への効果的な作業手法の確立に対する支援
- ⑧行政評価から財政計画（予算措置）への連動手法の確立に対する支援
- ⑨その他事務事業管理及び行政評価制度の再構築にあたり必要な支援

(2) 行政経営の効率化に向けたBPR（Business-Process-Re-engineering）の導入支援

限られた職員定数において、将来にわたって多様化する行政需要に対応可能な体制整備と意識改革を図るため、BPRの手法を導入することによる全庁的な行政経営システムの再構築支援を行う。併せて、現状の業務量や業務フローについて、文書による調査や職員へのヒアリング等によって把握を行い、課題の抽出・整理・分析を行う。課題の分析結果に基づき、行政資源の最適化をはじめとした改善施策を検討し、行政経営の効率化と生産性の向上に向けた提案・助言を行う。

※下記は想定される業務内容。

- ①BPR導入ロードマップ作成

- ②現行業務の棚おろし、業務量分析調査、業務フローの作成に関する支援
- ③職員アンケート、各課ヒアリング、幹部職員ヒアリング等の実施
- ④課題の抽出・整理・分析
- ⑤調査報告書の作成
- ⑥改善施策（適正定員の算定、RPA・アウトソーシング可能な業務の抽出、正規・会計年度職員等の役割分担、業務優先度など）の検討に関する支援
- ⑦経営資源最適化の検討に関する支援
- ⑧市が独自で業務量の把握が可能となるシステムの構築に対する支援
- ⑨その他行政経営システムの再構築及びBPR導入にあたり必要な支援

【令和3年度】

I. 第5次古賀市基本構想策定支援

中長期的展望に立ち、市がめざすべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示す「第5次古賀市基本構想」（令和4年度から令和13年度の10年間を想定）の全般的な策定支援を行う。

(1) 庁内策定体制支援

- ①第4次古賀市総合振興計画（基本構想及び後期基本計画）の検証に関する支援
- ②庁内策定体制（策定本部・策定会議・策定ワーキングチーム）の運営支援
- ③諮問機関「古賀市基本構想審議会」の運営支援

(2) 基本構想策定支援

- ①基本構想の体系（都市イメージ・基本理念等）の検討に関する支援
- ②政策・施策体系の検討に関する支援
- ③基本構想（原案）策定に関する支援
- ④基本構想（原案）のパブリックコメント実施に関する支援
- ⑤基本構想（原案）の地域別説明会（小学校区毎8箇所を想定）の実施に関する支援
- ⑥基本構想（案）の議会提案資料の作成
- ⑦基本構想（完成版）の印刷・製本

II. 第5次古賀市総合計画アクションプラン策定及び行政経営システム再構築支援

基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な事務事業を示すアクションプラン（計画期間4年間・毎年度ローリング方式による見直しを実施）の策定を支援するとともに、アクションプランに連動し、限りある行政資源（リソース）を最大限に有効活用するため、RPAやアウトソーシングの推進を見据え、BPRの導入による行政経営システムの再構築に向けた支援を行う。

(1) アクションプラン策定支援

- ①基本構想の政策・施策体系に基づくアクションプランの策定に関する支援
- ②事務事業の成果指標設定の検討に関する支援
- ③毎年度ローリング方式による見直しを実施するシステムの構築に関する支援
- ④アクションプラン（完成版）のデータ作成

- (2) 事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）の再構築支援
事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）の再構築にあたり、必要な支援を行う。
※下記は想定される業務内容。

- ①事務事業管理及び行政評価制度（行政マネジメントシステム）の設計、見直しに関する支援のうち、令和2年度から引き続き支援する必要があると認められるもの
- ②外部評価の導入検討、評価の有効な活用方法の検討に関する支援
- ③職員への評価・検証視点の定着に向けた支援
- ④その他事務事業管理及び行政評価制度の再構築にあたり必要な支援

- (3) 行政経営の効率化に向けたBPRの導入支援
総合計画の政策・施策体系等を踏まえた行政経営の効率化と生産性の向上に向けた支援を行う。併せて令和2年度から引き続き、BPRの導入による全庁的な行政経営システムの再構築支援を行う。
※下記は想定される業務内容。

- ①BPR導入に向けた支援のうち、令和2年度から引き続き支援する必要があると認められるもの
- ②総合計画の政策・施策体系を踏まえた行政資源最適化に向けた案の作成に関する支援
- ③その他行政経営システムの再構築及びBPR導入にあたり必要な支援

5. 履行場所

古賀市内

6. 成果品

(1) 中間報告

- ①第5次古賀市基本構想策定に係る中間報告書（簡易製本 15部）
- ②行政経営システムの再構築に係る中間報告書（簡易製本 15部）
- ③上記の電子データ

※提出については、別途指示する日までとする（令和2年12月以降を想定）。

(2) 最終報告

- ①第5次古賀市基本構想（A4版カラー簡易製本 2,000部）
- ②第5次古賀市基本構想（概要版）（A4版カラー4ツ折り 30,000部）
- ③第5次古賀市総合計画アクションプラン（電子データを想定）
- ④行政経営システムの再構築に係る最終報告書（簡易製本 15部）
- ⑤行政経営システムの再構築に係る成果物（電子データを想定、マニュアル等は簡易製本 15部）
- ⑥その他、当該業務において使用した基礎データ等

※提出された成果品は、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

7. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営企画課

8. その他

(1) 疑義

本特記仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2) 提供書類の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(3) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

【問い合わせ先】

○ 仕様等について

古賀市 総務部経営企画課経営企画係 担当：吉野

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : k-kikaku@city.koga.fukuoka.jp

電話：092-942-1113 / FAX：092-942-3758